

今 产 建 第 6 9 6 号
令 和 6 年 12 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

今別町長

市町村名 (市町村コード)	今別町 (23035)
地域名 (地域内農業集落名)	鍋田地区 (鍋田・山崎・村元・大泊・裏月・砂ヶ森・奥平部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手不足であるため、中心経営体に農地を集積し、そこに青年就農者や一般企業が参加していくことが必要となってくると考えているが、候補となる人材に目処が立たない。
- ・新規作物にも取り組んでいかなくてはならないことは考えているものの、年齢・費用・人的余裕がなく現状維持が限界と認識している方が多い。
- ・一部農地では基盤整備事業を進めており、将来的な集積・集約化が期待できるものの、未整備の山間部にある農地については灌漑設備・水利がなく休耕田が増加する可能性があるため、対策を検討する必要がある。
主な作物: 水稻、飼料作物(牧草)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備を予定している農地ではスマート農業への取り組みを促進し、作業効率の向上や生産コストの削減を図る。
- ・未整備の山間部にある農地では関係機関と連携することで、農地周辺の環境に見合った作物の模索・生産支援を実施することで遊休農地の増加を防ぐ。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	201.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で営農計画に記載があるもの。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

鍋田地区、村元地区の一部で整備を計画している。

基盤整備を実施していない地域では担い手の要望等を踏まえ、補助事業を活用し用排水路の整備等検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町内外問わず新規就農者を積極的に募り、就農相談から定着まで手厚いサポートを実施する。

若手営農者育成のため、セミナー参加や補助事業等の活用を促しスムーズに経営拡大や新事業に着手できるよう取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣友会による巡回を実施、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。